

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月30日

【会社名】 株式会社荏原製作所

【英訳名】 EBARA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 浅見 正男

【本店の所在の場所】 東京都大田区羽田旭町11 番 1 号

【電話番号】 03(3743)6111

【事務連絡者氏名】 執行役 グループ経営戦略・経理財務括部長 細田 修吾

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区羽田旭町11 番 1 号

【電話番号】 03(3743)6111

【事務連絡者氏名】 執行役 グループ経営戦略・経理財務括部長 細田 修吾

【縦覧に供する場所】 株式会社荏原製作所大阪支社  
(大阪市北区堂島一丁目 6 番20 号)  
株式会社荏原製作所中部支社  
(名古屋市西区菊井二丁目22 番 7 号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

2022年3月29日開催の当社第157期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- ・株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金113円 総額10,393,464,280円
- ・剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第15条に所要の変更を行う。また、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、前田 東一、浅見 正男、澤部 肇、大枝 宏之、橋本 正博、西山 潤子、藤本 美枝、北山 久恵、長峰 明彦及び島村 琢哉を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(第1号議案から第3号議案まで)

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	749,064個	259個	15個	99.2%	可決
第2号議案	748,988個	341個	15個	99.1%	可決
第3号議案					
前田 東一	732,715個	16,616個	15個	97.0%	可決
浅見 正男	748,963個	370個	15個	99.1%	可決
澤部 肇	746,498個	2,834個	15個	98.8%	可決
大枝 宏之	747,798個	1,534個	15個	99.0%	可決
橋本 正博	748,809個	524個	15個	99.1%	可決
西山 潤子	748,994個	339個	15個	99.1%	可決
藤本 美枝	748,969個	364個	15個	99.1%	可決
北山 久恵	748,872個	461個	15個	99.1%	可決
長峰 明彦	727,133個	22,197個	15個	96.3%	可決
島村 琢哉	748,897個	436個	15個	99.1%	可決

(注) 1. 上記の表中の全ての比率については、小数点以下、第2位を切り捨てて表記しています。  
2. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。なお、賛成率については、本総会当日出席の株主のうち、賛否を確認できなかった株主の議決権数も分母に加算しています。